

## **第162回日商簿記検定試験 受験に関しての同意事項**

1. 商工会議所検定試験の申込時にご記入いただいた情報につきましては、個人情報保護法を遵守し、検定試験施行における本人確認、受験者・合格者台帳の作成、合格証書・合格証明書の発行および商工会議所検定試験に関する連絡、各種情報提供に使用し、目的外の使用はいたしません。
2. 受験に際しては、本人確認を行いますので、必ず身分証明書（氏名、生年月日、顔写真のいずれも確認できるもの＜例＞運転免許証、旅券（パスポート）、在留カード、マイナンバーカード、社員証、学生証など）を携帯してください。身分証明書をお持ちでない方はあらかじめご相談下さい。
3. 受験票を紛失した場合は、受験前に必ず再交付の手続きを受けてください。
4. 計算機の持込は計算機能だけできるものに限り、事前に勘定科目等をインプットできるもの、プリンター機能があるもの、メロディ音ができるもの、携帯コンピュータの使用は認めません。
5. 筆記用具、計算用具等の貸出はできません。
6. 駐車場はありませんので公共交通機関をご利用ください。
7. 試験問題の内容および採点内容、採点基準・方法についてのご質問には、一切回答できません。
8. 取得点数は、受験者本人にのみ開示することができることになっていますので、受験された商工会議所にお問合せください。但し、答案の公開、返却には一切応じられませんので、予めご了承ください。
9. 合格証書の再発行はできません。合格証明書の発行につきましては、受験された商工会議所にお問合せください。
10. 一度申し込まれた受験料の返還は認めません。
11. 一度申し込まれた試験日の延期・変更は認めません。
12. 試験会場には所定の申込手続きを完了した受験者本人のみ入場を許可します。

13. 試験会場への来場は時間厳守としてください。
14. 次に該当する受験者は失格とし、試験途中で受験をお断りするとともに、今後も受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
  - ・試験委員の指示に従わない者
  - ・試験中に、助言を与えたる、受けたりする者
  - ・問題用紙、答案用紙を複写する者
  - ・問題用紙、答案用紙、計算用紙を持ち出す者
  - ・本人の代わりに試験を受けようとする者、または受けた者
  - ・他の受験者に対する迷惑行為を行う者
  - ・暴力行為や器物破損など試験に対する妨害行為におよぶ者
  - ・その他の不正行為を行う者
15. 試験中の飲食、喫煙はできません。
16. 試験中は、携帯電話や腕時計型情報端末等、外部との通信が可能な機器の使用を一切禁止します。
17. 試験の施行後、不正が発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取り消し、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
18. 試験問題を含め、試験に関して知りえた情報全般の複製、外部への開示、漏洩（ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）をはじめインターネット等への掲載を含む）を一切禁じます。試験後にこれらの行為を行ったことが発覚した場合、当該受験者は失格または合格を取消、今後の受験をお断りするなどの対応を取らせていただきます。
19. 妊娠中や御身体の障害などで、会場設備や受験の際に配慮が必要な方を対象に特別対応を行っております。日常生活でごく普通に使用している補装具を使用して受験する場合にも特別対応のお申込みが必要となりますので事前にご連絡下さい。  
ただし、会場の都合上、対応ができない場合があります。予めご了承下さい。
20. 台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、停電、システム上の障害、その他不可抗力による事故等の発生により、やむをえず試験が中止された場合は、当該受験者に受験料の返還等対応いたします。ただし、中止にともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

21. 台風、地震、洪水、津波等の自然災害または火災、盗難、システム上の障害等により、答案が喪失、焼失、紛失し採点できなくなった場合は、当該受験者に受験料の返還等対応いたします。ただし、これにともなう受験者の不便、費用、その他の個人的損害については何ら責任を負いません。

以下、新型コロナウイルス感染症対策に関する事項

22. 本人確認など試験委員が指示した場合を除き、試験会場では、鼻と口を覆うマスクを着用してください。

23. 受験者は試験当日、試験会場に向かう前に検温を行い、発熱（37.5度以上）や咳等の症状がある場合は、受験会場への来場をおやめください。

24. 試験会場への入退出の際、入口で手指の消毒を行ってください。

25. 下記に該当する場合は、原則として受験をお断りいたします。

- ・会場で実施する検温において発熱（37.5度以上）が確認される場合や咳等の症状がある場合
- ・新型コロナウイルス感染症の陽性判定（抗原検査キットによる検査を含む）や医師による自宅待機指示を受けている場合
- ・過去6日以内に、新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触がある場合※最終接触後、2, 3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は3日以内。
- ・同居している者に感染が疑われる場合
- ・政府から入国後の観察期間を必要とされている場合

26. 試験当日、試験会場において、受験者に発熱や咳等の症状が見受けられる等体調不良の状況にあると試験委員が判断した場合、試験途中であっても受験をお断りする場合があります。

27. 受験者のなかで感染者が判明した場合は、受験申込時にいただいた個人情報を必要に応じて保健所等の公的機関に提供する場合があります。

以上